

# 一般社団法人四万十町観光協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人四万十町観光協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高岡郡四万十町に置く。

2 この法人は、理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、四万十町及び近接観光地の紹介・宣伝並びに観光客への情報提供及び観光施設の充実改善を図り、各種イベントによる活性化をもって観光事業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光資源の開発と調査研究
- (2) 観光案内所の設置及び運営
- (3) 観光地及び観光に関する紹介及び宣伝並びに観光に関する情報の収集及び発信
- (4) 観光施設及び観光関係団体との連携
- (5) 地場製品の宣伝及び販売促進
- (6) 各種イベントに関すること。
- (7) 前各号に掲げる事業に付随する収益事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、前条に掲げる事業を援助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより会長に申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決数の 3 分の 2 以上の多数の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

### (構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会の基準並びに会費及び賛助金の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第15条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

### (種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき。

### (招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前条第3項第2号の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議長及び議事録署名人の選出に関する事項
  - (6) その他法令に定める事項
- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上は、議事録に署名及び押印しなければならない。

## 第 5 章 役員

### (役員を設置)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 16 名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 各理事について、理事及びその配偶者又は 3 親等以内の親族、その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはならない。

### (役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を高知県知事（以下「知事」という。）に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をする事ができる。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、総会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の

日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

- (4) 第24条第3項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が請求したとき。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第29条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第29条第3項第2号又は第3号の規定により開催された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決とする。

- 2 前項前段の場合において議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。
- 3 理事会の決議は、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。

(決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。



## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任命する。ただし、事務局長の任命については、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第 45 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な帳簿及び書類

## 第 11 章 補則

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を得て会長が別に定める。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、田邊莊市とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この法人の理事の任期は、最終事業年度平成 26 年度の定時総会の終結の時までとする。

「平成 26 年 4 月 1 日 当法人の定款に相違ありません。」

一般社団法人四万十町観光協会 代表理事 田邊莊市